

6. 創薬科学科学生が国家試験受験資格を取得するための指定科目

専門教育科目

平成23年度以前入学者対象					平成24年度以降入学者対象					
授業科目名	専門科目				授業科目名	専門基礎	専門科目			
	選択科目Ⅰ	選択科目Ⅱ	薬学科開講科目	配当年次		必修	選択必修	選択	薬学科開講科目	配当年次
					無機化学		1			1
薬品物理化学Ⅰ	2			1	物理化学Ⅱ	2				1
有機化学Ⅱ	2			1	有機化学Ⅱ	2				1
生薬学Ⅰ	2			1	生薬学Ⅰ		2			1
微生物学	2			1	微生物学		2			2
薬品分析学Ⅰ	2			2	分析科学Ⅰ		2			1
有機化学Ⅲ	2			2	有機化学Ⅲ		2			2
生薬学Ⅱ	2			2	生薬学Ⅱ		2			2
生物化学Ⅳ	2			2	分子細胞生物学Ⅰ		2			2
薬剤学	2			2	薬剤学		2			2
薬効解析学Ⅰ	2			2	薬理学Ⅰ		2			2
感染症治療学	2			2	化学療法学		2			3
人体解剖学		2		2	人体解剖学			2		2
薬品分析学Ⅱ	2			2	分析科学Ⅱ		2			1
生物化学Ⅴ	2			2	薬理学Ⅳ		2			3
生体防御機能学Ⅰ	2			2	免疫学Ⅰ		2			3
製剤学	2			2	製剤学		2			2
薬効解析学Ⅱ	2			2	薬理学Ⅱ		2			3
衛生薬学Ⅰ	2			2	衛生薬学Ⅰ		2			2
生物薬剤学	2			3	生物薬剤学		2			2
薬事法規	1			3	薬事法規・薬事行政			2		4
薬効解析学Ⅲ	2			3	薬理学Ⅲ		2			3
衛生薬学Ⅱ	2			3	衛生薬学Ⅱ		2			3
衛生薬学Ⅲ		2		3	衛生薬学Ⅲ		2			3
衛生薬学Ⅳ		2		3	衛生薬学Ⅳ			2		3
薬物治療学Ⅰ		2		4	薬物治療学Ⅰ			2		3
医薬品情報学		2		4	医薬品情報学			2		3
臨床医薬品治療学Ⅰ		2		4	臨床医薬品治療学Ⅰ			2		4
細胞療法・診断学		2		4						
調剤学			2	4	実務実習事前教育Ⅰ				2	4
コミュニティファーマシー			1	4	コミュニティファーマシー				1	4
薬物動態学			2	4	薬物動態学				2	3
臨床病態学Ⅰ			2	4	臨床病態学Ⅰ				2	4
薬物治療学Ⅱ		2		4	薬物治療学Ⅱ			2		3
病院薬学			2	4	薬物治療学Ⅲ				2	4
臨床医薬品治療学Ⅱ			2	4	臨床医薬品治療学Ⅱ				2	4
臨床薬学			2	4	実務実習事前教育Ⅱ				2	4
診断治療学			2	4	診断治療学				2	3
臨床薬物動態学			2	4	臨床薬物動態学				2	4
臨床病態学Ⅱ			2	4	臨床病態学Ⅱ				2	4
合計	41	16	19		合計	4	39	14	19	

指定科目(76単位)(39科目)*

* 創薬科学科では開講されていない単位(科目)19単位(10科目)を含む

注 薬学科開講科目(4年次配当科目)については、4年次に1セメスターに2科目まで履修を認める

注 平成23年度以前入学者で、平成26年度までに細胞療法・診断学を未修得の場合は、免疫学Ⅱを履修し、合格することで単位を認めます。

7. 創薬科学科卒業者の薬剤師国家試験受験資格取得方法に関する内規

本学において、創薬科学科(4年制)卒業者が国家試験受験資格を得るために、科目等履修生医療薬学専修コース、及び博士後期課程医療薬学特別聴講コース(博士後期課程在籍者用)を設置する。本学薬学部創薬科学科(4年制)卒業者が、上記いずれかのコースに在籍し、国家試験受験資格を得るためには、以下の条件を全て満たす必要がある。

1. 本学薬学部へ平成 29 年度までに入学し、創薬科学科(4年制)を卒業し、別途定めた指定科目 39 科目 76 単位(以下、指定科目)のうち、少なくとも 25 科目、49 単位を卒業までに取得していること(他大学卒業者は不可)。
2. 本学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程薬科学専攻を修了(但し、早期修了は除く)し、修了までに指定科目を総計で少なくとも 29 科目、57 単位を取得していること(博士前期課程で履修できる指定科目の上限は、4 科目 8 単位)。ただし、本学薬学部創薬科学科(4年制)を卒業した者で、卒業時に指定科目 29 科目、57 単位を取得済みの者については、他大学薬学研究科修士課程を修了(ただし、早期修了は除く)した場合についても可とする。
3. 本学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程に進学した場合は博士後期課程医療薬学特別聴講コースに、また、それ以外の場合は科目等履修生医療薬学専修コースに在籍し、本学薬学部薬学科(6年制)の卒業要件に準ずる単位(指定科目 39 科目 76 単位を含む)を取得していること。ただし、平成 23 年度以前学部入学者については、薬学科(6年制)の卒業論文実習に相当する 12 単位分は、博士前期課程修了をもって取得したものとみなす。また、博士後期課程医療薬学特別聴講コースに進んだ者は、原則として博士後期課程修了に 4 年以上を要するものとする。

尚、実務実習先の確保の状況によっては、OSCE、CBT 合格後も、直ちに実務実習に入れない場合も有り得る。

4. 受講料等について
 - a) 科目等履修生医療薬学専修コース: 科目等履修生の制度に従う。検定料、入学料、授業料、OSCE、CBT 受験料、および実務実習費は自己負担とする。
 - b) 博士後期課程医療薬学特別聴講コース: 博士後期課程の授業料(4年間)の他に、OSCE、CBT 受験料、および実務実習費は自己負担とする。
5. 科目等履修生医療薬学専修コース、あるいは博士後期課程医療薬学特別聴講コースの履修を希望する場合は、コースの履修申請書を予め提出しなければならない。

単位取得に関する概要は別表に記す。

**科目等履修生医療薬学専修コースおよび博士後期課程特別聴講コース
(4 + 2 + 2 システム) の概要 (平成24年度以降学部入学者)**

年次		規 定		備 考	薬学科との対応
		科目数、単位数			
3年次まで		25科目、49単位（4年次までの最低条件） ※但し、本学部卒業後、他大学大学院へ進学した者は、29科目、57単位取得が必須となる。		ここまでで29科目57単位が修得可能	
4年次				4年次薬学科開講科目（10科目19単位）のうち、4科目（1セメスター2科目）履修可能	
M 1		前期	4科目、8単位（博士前期課程の2年間で取得できる最高の単位数）	4科目8単位まで履修可能、ただし後期開講科目はM1後期までに取得すること	薬学科 4年次配当科目
		後期			
M 2		前期		修論準備等のため、履修は推奨しない。	
		後期			
専修 1年次	博士 後期課程 1年次	前期	2 - 10科目、 4 - 19単位	ここで、指定科目全ての単位取得。（39科目、76単位）	薬学科 4年次後期開講
		後期	実務実習事前教育Ⅲ 4 単位	OSCE, CBT受験	
専修 2年次	博士 後期課程 2年次	病院実務実習 10単位 薬局実務実習 10単位		国家試験受験資格の申請 （実務実習の実施時期により3年次となる場合あり）	薬学科 5年次 実務実習 6年次 国家試験
	博士 後期課程 3、4年次	課題研究等を履修		博士後期課程修了	

尚、専修コース、あるいは博士後期課程特別聴講コースにおいては、1年次に、総合薬学演習を、また1、2年次を通じて、臨床薬学演習Ⅰ～Ⅳ (薬学科5、6年次配当) を履修可とするが、必要要件とはしない。

※他大学大学院に進学した場合、博士前期課程在学中に取得すべき4科目8単位の履修が不可能となるため。

※専修コース、博士後期課程特別聴講コースの1年次後期には、実務実習事前教育しか履修できないので、予め、注意して履修計画をたてること。

**科目等履修生医療薬学専修コースおよび博士後期課程特別聴講コース
(4 + 2 + 2 システム) の概要 (平成23年度以前学部入学者)**

年次		規 定	推 奨	備 考	薬学科との対応
		科目数、単位数	科目数、単位数		
3年次まで		25科目、49単位 (4年次までの 最低条件)	24科目、47単位	全て選択Ⅰ、Ⅱ。 これらの取得は前提としたい。	
4年次		※但し、本学部卒業後、他大学大学院へ進学した者は、29科目、57単位取得が必須となる。	5科目、10単位	創薬科学科4年次配当 (選択Ⅱ) これ以外に要件外として4科目可 (推奨しない)	
M 1	前期	4科目、8単位 (博士前期課程の2年間で取得できる最高の単位数)	2科目、4単位		薬学科 4年次配当科目
	後期		1科目、2単位	診断治療学 (後期開講)	
M 2	前期		1科目、2単位		
	後期		0科目、0単位	修論準備等のため、履修は推奨しない。	
専修 1年次	博士 後期課程 1年次	前期	2 - 10科目、 4 - 19単位	6科目、11単位	ここで、指定科目 全ての単位取得。 (39科目、 76単位)
	後期	実務実習事前教育 1～5 計 8 単位	実務実習事前教育 1～5 計 8 単位	OSCE, CBT受験	薬学科 4年次後期開講
専修 2年次	博士 後期課程 2年次	病院実務実習 10単位 薬局実務実習 10単位	病院・薬局実務実習 計 20単位	国家試験受験資格 の申請 (実務実習の実施時期により3年次となる場合あり)	薬学科 5年次 実務実習 6年次 国家試験
	博士 後期課程 3、 4年次	課題研究等を履修		博士後期課程修了	

尚、専修コース、あるいは博士後期課程特別聴講コースにおいては、1年次に、総合薬学演習Ⅰ、Ⅱ、および有機化学演習 (薬学科4年次配当) を、2年次に、総合薬学演習A, B および有機化学演習Ⅱ (薬学科6年次配当) を、また1、2年次を通じて、臨床薬学演習Ⅰ～Ⅳ (薬学科5、6年次配当) を履修可とするが、必要要件とはしない。

※他大学大学院に進学した場合、博士前期課程在学中に取得すべき4科目8単位の履修が不可能となるため。

※専修コース、博士後期課程特別聴講コースの1年次後期には、実務実習事前教育しか履修できないので、予め、注意して履修計画をたてること。

5 放送大学との単位互換の実施に関する内規

平成21年 5月27日制定

平成23年 9月28日改正

平成24年12月19日改正

薬学部教授会

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学薬学部規程（平成16年岡大薬規程第1号。以下「学部規程」という。）第12条の規定による放送大学との単位互換の実施に関し必要な事項を定める。

(授業科目の公示)

第2条 学生が履修可能な放送大学の授業科目は、薬学部教務委員会により、前年度の12月に公示する。

(授業科目の履修)

第3条 学生が放送大学の授業科目を履修する場合は、所定の期日までに特別聴講学生出願票を提出しなければならない。

(特別聴講)

第4条 放送大学の特別聴講学生として授業科目の履修を希望する学生の出願(科目登録)、履修、単位修得等については、放送大学の定めるところによる。

2 前項の規定により、授業科目の履修を希望する学生は、放送大学に、特別聴講学生の授業料として、1単位につき、所定の額を納入しなければならない。

(単位の認定)

第5条 放送大学の特別聴講学生として修得した単位の認定は、学部規程第12条第3項及び第4項の規定に基づき、別表第1に定める科目区分に応じて、卒業要件単位として認定する。ただし、この場合30単位を超えないものとする。

2 前項の規定により、単位を認定された授業科目の成績評価の表示は、「認定」とする。また、科目名の前に「(放)」を表示し、他の修得科目と区別する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 単位認定の科目区分等（第5条関係）

平成25年度以降入学者適用			
薬学部の科目区分等			放送大学の授業科目等
教養教育科目	主題科目	現代の課題 人間と社会 健康に生きる 自然と技術	主題科目
	個別科目	人文・社会科学	基礎科目 共通科目の一般科目（人文系） 共通科目の一般科目（社会系）
		自然科学	基礎科目 共通科目の一般科目（自然系）
		生命・保健科学	基礎科目の「運動と健康」
	外国語科目	英語 （総合英語1～5を除く）	外国語科目 英語
		英語以外の外国語	英語以外の外国語
専門教育科目	専門基礎科目		薬学部教務部会が履修を認めた自然科学系科目

平成20年度～平成24年度入学者適用			
薬学部の科目区分等			放送大学の授業科目等
教養教育科目	主題科目	現代の課題 人間と社会 健康に生きる 自然と技術	主題科目
	個別科目	人文・社会科学	基礎科目 共通科目の一般科目（人文系） 共通科目の一般科目（社会系）
		自然科学	基礎科目 共通科目の一般科目（自然系）
		生命・保健科学	基礎科目の「運動と健康」
	外国語科目	英語 （英語（薬学部1）、英語 （薬学部2）及び英語（ネ イティブ）を除く。）	外国語科目 英語
		英語以外の外国語	英語以外の外国語
専門教育科目	専門基礎科目		薬学部教務部会が履修を認めた自然科学系科目

平成18年度～平成19年度入学者適用			
薬学部の科目区分等			放送大学の授業科目等
教養教育科目	主題科目	学問の世界 人間と社会 健康に生きる 自然と技術	主題科目
	個別科目	人文・社会科学	基礎科目 共通科目の一般科目（人文系） 共通科目の一般科目（社会系）
		自然科学	基礎科目 共通科目の一般科目（自然系）
		生命・保健科学	基礎科目の「運動と健康」
	外国語科目	英語 （英語（薬学部1）、英語 （薬学部2）及び英語（ネ イティブ）を除く。）	外国語科目 英語
		英語以外の外国語	英語以外の外国語
専門教育科目	専門基礎科目		薬学部教務部会が履修を認めた自然科学系科目